

## 令和7年度第3回小樽市国民健康保険運営協議会

日時：令和8年2月10日（火） 午後1時

場所：小樽市役所 消防講堂（消防庁舎6階）

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）令和7年度 国民健康保険事業特別会計補正予算について

（2）令和8年度 国民健康保険事業特別会計予算について

（3）その他

4 閉 会

## 国民健康保険事業特別会計

## 令和7年度5定補正予算案及び令和8年度当初予算案の概要

福祉保険部保険年金課

## 1 令和7年度5定補正予算案

補正総額は1,749万2,000円となる。

(1) 歳入				(単位：千円)	(2) 歳出				(単位：千円)	
区 分	現計予算額 (4定後)	補正後予算額	補正額	補正理由	区 分	現計予算額 (4定後)	補正後予算額	補正額	補正理由	
国民健康保険料	1,577,100	1,575,909	▲ 1,191	・保険料減免（所得激減等）（▲1,191）	保険給付費	45,209	48,947	3,738	・療養費（+3,738）	
道支出金	9,506,158	9,509,896	3,738	・普通交付金（+3,738） （療養費増額分）	基金積立金	99,336	113,082	13,746	・歳入増に伴う国保特会収支剰余分を 基金へ積立（+13,746）	
一般会計繰入金	1,195,480	1,210,425	14,945	・保険基盤安定分の増（+18,752） ・保険者支援分の減（▲2,341） ・未就学児均等割軽減分の減（▲425） ・産前産後保険料軽減分の減（▲293） ・財政安定化分の減（▲1,939） ・保険料減免（所得等）分の増（+1,191）	繰 入 額 が 確 定	諸支出金 （超過交付額返還金）	2,158	2,166	8	・超過交付額返還金（+8）
国保特会 総計	12,278,738	12,296,230	<b>17,492</b>			国保特会 総計	146,703	164,195	<b>17,492</b>	

〔参考：一般会計繰入金（一般会計→国保特会）〕

単位：千円

	現計（～4定）	決見（5定）	増 減
総額	1,195,480	1,210,425	+14,945
うち国補助金	117,897	116,368	▲ 1,529
うち道補助金	417,599	430,898	+13,299
うち一般財源	659,984	663,159	+3,175

令和7年度 国保特別会計予算内訳（給付費＋事務費）

令和8年1月30日現在

(単位：千円)

区分	款	R7 5定補正 予算 A	R7 4定補正 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳入	1 国民健康保険料	1,575,909	1,577,100	▲ 1,191	▲ 0.08	保険料減免分 (▲1,191)
	2 国庫支出金	9,972	9,972	0	0.00	
	3 道支出金	9,730,159	9,726,421	3,738	0.04	普通交付金(療養費) (+3,738)
	4 財産収入	1,184	1,184	0	0.00	
	5 繰入金	1,258,933	1,243,988	14,945	1.20	保険基盤 (+18,752) 保険者支援 (▲2,341) 未就学児均等割軽減 (▲425) 産前産後期間軽減 (▲293) 財政安定化 (▲1,939) 保険料減免 (+1,191)
	6 繰越金	100,310	100,310	0	0.00	
	7 諸収入	5,000	5,000	0	0.00	
	<b>計</b>	<b>12,681,467</b>	<b>12,663,975</b>	<b>17,492</b>	<b>0.14</b>	

区分	款	R7 5定補正 予算 A	R7 4定補正 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳出	1 総務費	406,542	406,542	0	0.00	
	2 保険給付費	9,510,081	9,506,343	3,738	0.04	療養費 (+3,738)
	3 国保事業費納付金	2,641,596	2,641,596	0	0.00	
	4 共同事業拠出金	0	0	0	0.00	
	5 基金積立金	99,336	99,336	0	0.00	
	6 諸支出金	9,166	9,158	8	0.09	超過交付額返還分 (+8)
	7 予備費	1,000	1,000	0	0.00	
	<b>計</b>	<b>12,667,721</b>	<b>12,663,975</b>	<b>3,746</b>	<b>0.03</b>	

歳入－歳出	13,746
-------	--------

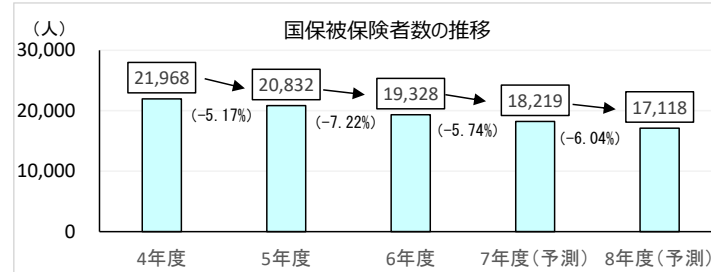
## 2 令和8年度当初予算案

資料②

令和8年度予算案は、歳出・歳入それぞれ 121億9,614万8千円で、7年度と比較し 3億6,545万1千円の減となる。

【参考】

・被保険者数（年度平均） 17,118人



### (1) 歳入

(単位：千円)

科目	R7当初予算 (A)	R8当初予算 (B)	前年度比較 (B) - (A)	
① 国民健康保険料	1,577,100	<b>1,532,552</b>	<b>▲ 44,548</b>	(▲ 2.8%)
② 国庫支出金	9,972	1,668	<b>▲ 8,304</b>	(▲ 83.3%)
③ 道支出金	9,726,271	9,447,039	<b>▲ 279,232</b>	(▲ 2.9%)
④ 財産収入	938	1,831	893	(95.2%)
⑤ 繰入金 <small>(一般会計繰入金及び 基金繰入金)</small>	1,242,318	<b>1,208,058</b>	<b>▲ 34,260</b>	(▲ 2.8%)
⑥ 諸収入	5,000	5,000	0	(0.0%)
計	12,561,599	<b>12,196,148</b>	<b>▲ 365,451</b>	(▲ 2.9%)

→ (繰入金内訳)

(単位：千円)

区分	R7当初予算 (A)	R8当初予算 (B)	前年度比較 (B) - (A)		
一般会計繰入金	保険基盤安定化分	478,200	464,600	<b>▲ 13,600</b>	(▲ 2.8%)
	保険者支援分	232,008	234,800	2,792	(1.2%)
	未就学児均等割軽減分	3,000	2,900	<b>▲ 100</b>	(▲ 3.3%)
	国保財政安定化支援分	237,923	235,984	<b>▲ 1,939</b>	(▲ 0.8%)
	出産育児一時金	12,000	0	<b>▲ 12,000</b>	(▲ 100.0%)
	事務費	229,892	237,290	7,398	(3.2%)
	産前産後軽減分	787	494	<b>▲ 293</b>	(▲ 37.2%)
	計	1,193,810	1,176,068	<b>▲ 17,742</b>	(▲ 1.5%)
	うち一般財源	658,314	648,972	<b>▲ 9,342</b>	(▲ 1.4%)
	基金繰入金	財政安定化基金積立金	3,940	3,921	<b>▲ 19</b>
保健事業費分		7,605	7,370	<b>▲ 235</b>	(▲ 3.1%)
結核精神医療費多額分		36,963	20,699	<b>▲ 16,264</b>	(▲ 44.0%)
計	48,508	31,990	<b>▲ 16,518</b>	(▲ 34.1%)	

### (2) 歳出

(単位：千円)

科目	R7当初予算 (A)	R8当初予算 (B)	前年度比較 (B) - (A)	
① 総務費	404,722	391,141	<b>▲ 13,581</b>	(▲ 3.4%)
② 保険給付費	9,506,343	9,249,971	<b>▲ 256,372</b>	(▲ 2.7%)
③ 国保事業費納付金	2,641,596	2,544,705	<b>▲ 96,891</b>	(▲ 3.7%)
④ 基金積立金	938	1,831	893	(95.2%)
⑤ 諸支出金	7,000	7,500	500	(7.1%)
⑥ 予備費	1,000	1,000	0	(0.0%)
計	12,561,599	<b>12,196,148</b>	<b>▲ 365,451</b>	(▲ 2.9%)

《主な増減理由》

【歳入】

① 国民健康保険料（別紙1）

・総額は、被保険者数の減少に連動して減少しているが、一人当たり保険料は増加

・道の保険料統一（令和12年度）に向けて、賦課割合を変更

③ 道支出金 歳出の保険給付費と同額が道支出金（普通分）として交付されるため、連動して減少

【歳出】

① 総務費

一般管理費 国保システム改修の減 ▲8,586千円

保健事業費 会計年度任用職員給与費減 ▲2,882千円

② 保険給付費

一人当たり費用は増傾向を見込むが、被保者数の減により、▲256,372千円（▲3.7%）

③ 国保事業費納付金

1/15（金）に北海道から示された確定係数で算定

【保険料率】

(単位：千円)

区分	8年度 当初予算	7年度 当初予算	増減	(参考) 7年度 確定賦課
医療分	所得割	9.3%	▲ 0.6%	8.6%
	均等割	28,920円	27,840円	1,080円
	平等割	29,400円	28,800円	600円
後期分	所得割	2.4%	▲ 0.3%	2.5%
	均等割	8,400円	8,400円	0円
	平等割	8,640円	8,640円	0円
介護分	所得割	2.5%	▲ 0.2%	2.2%
	均等割	8,400円	8,160円	240円
	平等割	6,600円	6,720円	▲ 120円
子 子 分	所得割	0.29%	0.29%	-
	均等割※	1,000円	0円	1,000円
	平等割	1,000円	0円	1,000円
	(18歳以上均等割)	100円	0円	100円

【保険料額（予算計上額）】

(単位：千円)

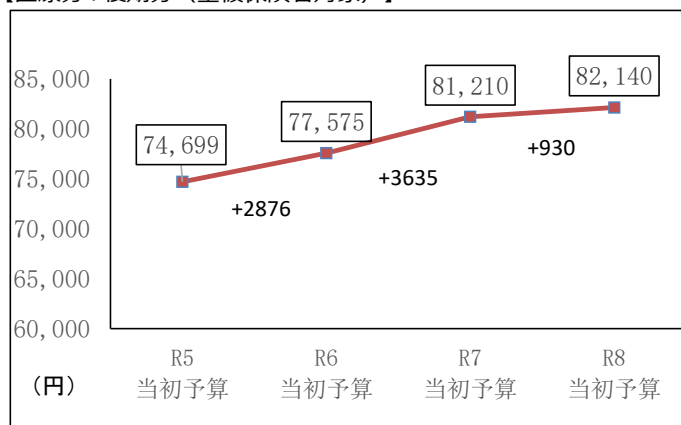
区分	8年度 当初予算	7年度 当初予算	増減	伸び率	
医療分	現年分	1,047,100	1,097,500	▲ 50,400	▲ 4.59%
	滞繰分	31,600	33,300	▲ 1,700	▲ 5.11%
	小計	1,078,700	1,130,800	▲ 52,100	▲ 4.61%
後期分	現年分	302,400	329,900	▲ 27,500	▲ 8.34%
	滞繰分	9,800	10,500	▲ 700	▲ 6.67%
	小計	312,200	340,400	▲ 28,200	▲ 8.28%
介護分	現年分	100,200	101,400	▲ 1,200	▲ 1.18%
	滞繰分	4,300	4,500	▲ 200	▲ 4.44%
	小計	104,500	105,900	▲ 1,400	▲ 1.32%
子 子 分	現年分	37,152	0	37,152	-
	滞繰分	0	0	0	-
	小計	37,152	0	37,152	-
計	1,532,552	1,577,100	▲ 44,548	▲ 2.82%	

※子ども・子育て支援金分の均等割については、全被保険者で金額を計算するが、18歳未満全員分を全額軽減し、その金額を18歳以上の被保険者で負担するもの

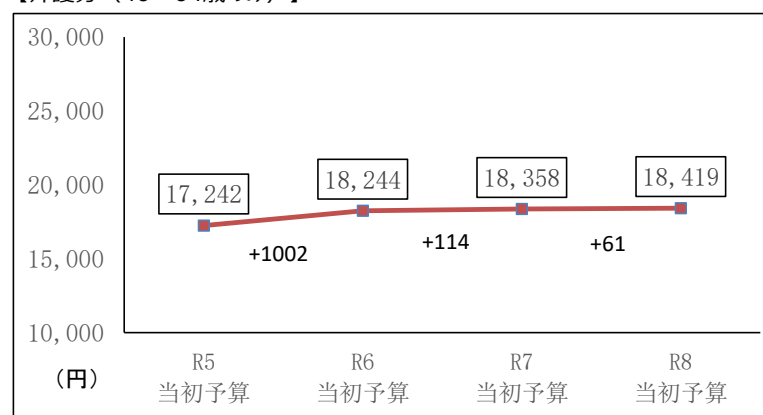
【一人当たり保険料】

〔1人当たり保険料の比較(当初予算時点)〕

【医療分+後期分(全被保険者対象)】



【介護分(40~64歳のみ)】



【ポイント】

- 道に支払う納付金の一人当たり負担額の増加に伴い、全被保険者がかかる医療分・後期分及び40歳から64歳にかかる介護分について、一人当たり保険料が上がっているが、令和6年度から7年度にかけての上り幅よりも令和7年度から8年度にかけての上り幅は小さい。
- 令和8年度から新たに賦課徴収される子ども・子育て支援納付金分の一人当たり保険料は、2,258円となっている(子ども・子育て支援納付金分は、北海道が示す標準保険料率に統一)。

## 保健事業について（重点事業等を抜粋して記載）

### 1 特定健康診査等事業 【R7予算 87,064千円→R8予算 84,493千円（▲2,571千円）】

#### 【現状】

- ・小樽市の特定健診受診率は、R2年度より早期受診キャンペーンを開始、R3年度は自己負担無料化、その他ナッジ理論を活用した受診勧奨通知の発送、電話による受診勧奨の実施により年々上昇している。
- ・受診率は保険者努力支援制度(補助金)において受診率が評価され、場合によっては交付金の減額対象となる。
- ・医療機関通院中の人が多いため、医療上のデータを受領し健診受診とみなす「みなし健診」活用が効果的
- ・**健康寿命の延伸、医療費適正化、国保特会収支改善のため受診率向上は喫緊の課題(重症化予防介入者の対象拡大のため)**

#### <小樽市特定健診の受診率>

		小樽市	受診者に占めるみなし健診割合(再掲)	道平均	国平均
特定健診	R4年度	30.4%	8.1%	29.7%	37.5%
	R5年度	34.4%	11.0%	30.6%	38.2%
	R6年度	35.9%	11.7%	31.4%	—

#### <小樽市特定保健指導の利用率>

		小樽市	道平均	国平均
特定保健指導	R4年度	17.8%	36.0%	28.8%
	R5年度	20.0%	37.7%	29.1%
	R6年度	20.1%	36.7%	—

#### (1) 特定健診受診率向上事業

- <継続>10月までの受診者全員及び11月以降の受診者から毎月抽選で20人に1,000円分のQUOカード進呈
  - ※基金
- <継続>北海道のデータ受領事業参加(みなし健診)
  - ※ 医療機関への委託料は特財措置あり(ヘルスアップ補助金)
- <継続>受診率向上のため、未受診者対策として、通知と電話での勧奨を委託実施
  - ※ 特財措置あり(ヘルスアップ補助金)
- <継続>道の事業である「薬局を通じた受診勧奨事業」に参加予定(市の負担なし)

#### (2) 特定保健指導業務

- <継続>利用率向上のため、ICTを活用した特定保健指導の委託実施
  - ※ 特別交付金(エ)関係
- <継続>利用率向上のため、特定保健指導利用者に対し、健康グッズを贈呈
  - ※ 健康グッズ費用及び郵送料は、特財措置あり(道交付金)

### 2 保健事業推進事業費（保健指導事業） 【R7予算 10,188千円→R8予算 11,164千円（+976千円）】

#### (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業

- <継続>レセプトや特定健診データ等に基づき、未治療者(受診判定値を超えているが医療機関受診をしていない者)及び治療中断者を抽出のうえ、通知や電話での受診勧奨・保健指導を実施。重症化予防のための通院者に対する保健指導は、PHR(対象者が自ら血糖値や食事などの記録をアプリを使用し行うこと)を活用し実施。(一部委託)

#### (2) 生活習慣病重症化予防事業

- <継続>前年度特定健診受診者のうち、未治療者に対し通知や電話での受診勧奨・保健指導を実施(一部委託)

#### (3) 服薬適正化事業

- <継続>重複・多剤服薬者に対し、通知や電話での保健指導を実施(一部委託)

※各事業の財源は、ヘルスアップ補助金、道交付金（医療費適正化対策事業等）を活用

小樽市国民健康保険事業運営基金の状況

	基金残高 (円)	説明
令和7年3月31日	375,106,442	<p>利息積立金  <math>(\text{元金 } 337,372,419\text{円} \times 0.125\% \times 160/365\text{日}) + (\text{元金 } 90,193,741\text{円} \times 0.125\% \times 160/365\text{日})</math>  <math>= 184,861\text{円} + 49,421\text{円} = 234,282\text{円}</math> (積立)</p> <p>繰入金 (令和6年度当初予算計上)            財政安定化基金積立分 (R4道取崩分) ▲3,981,000円            保健事業拡大分 ▲7,380,000円            令和4年度結核精神医療費多額分 ▲41,333,000円            小計 ▲52,694,000円</p>
令和7年5月30日	375,245,179	<p>利息積立金  <math>\text{元金 } 375,106,442\text{円} \times 0.225\% \times 60/365\text{日} = 138,737\text{円}</math> (積立)</p>
令和7年10月21日	473,397,539	<p>新規積立金 (令和7年3定)            令和6年度繰越金等 98,152,360円 (積立)</p>
令和8年3月 (見込)	425,692,463	<p>利息積立金  <math>(\text{元金 } 375,245,179\text{円} \times 0.225\% \times 305/365\text{日}) + (\text{元金 } 98,152,360\text{円} \times 0.225\% \times 161/365\text{日})</math>  <math>= 705,512\text{円} + 97,412\text{円} = 802,924\text{円}</math> (積立)</p> <p>繰入金 (令和7年度当初予算計上)            財政安定化基金積立分 (R4道取崩分) ▲3,940,000円            保健事業拡大分 ▲7,605,000円            令和5年度結核精神医療費多額分 ▲36,963,000円            計 ▲48,508,000円</p>
【想定】 令和8年度末 (令和9年3月)	393,702,463	<p>繰入金 (令和8年度当初予算計上)            財政安定化基金積立分 (R4道取り崩し分) ▲3,921,000円            令和6年度結核精神医療費多額分 ▲20,699,000円            保健事業拡大分 ▲7,370,000円            計 ▲31,990,000円</p>
【想定】 令和9年度末 (令和10年3月)	386,202,463	<p>繰入金 (想定)            保健事業拡大分 ▲7,500,000円            計 ▲7,500,000円</p>

令和8年度 国保特別会計予算内訳（給付費＋事務費）

令和8年1月30日現在

(単位：千円)

区分	款	R8当初 予算 A	R7当初 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳入	1 国民健康保険料	1,532,552	1,577,100	▲ 44,548	▲ 2.82	
	2 国庫支出金	1,668	9,972	▲ 8,304	▲ 83.27	子ども子育て支援事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
	3 道支出金	9,447,039	9,726,271	▲ 279,232	▲ 2.87	普通交付金 9,506,158 → 9,249,885 (▲256,273) 特別交付金(努力支援分) 44,453 → 42,586 (▲1,867) (旧国調交) 97,009 → 89,564 (▲7,445) (旧道調交) 58,276 → 49,481 (▲8,795) (特定健診) 20,375 → 15,523 (▲4,852)
	4 財産収入	1,831	938	893	95.20	
	5 繰入金	1,208,058	1,242,318	▲ 34,260	▲ 2.76	★一般会計繰入 保険基盤 478,200 → 464,600 (▲13,600) " (保険者支援) 232,008 → 234,800 (+2,792) 財政安定化支援事業分 237,923 → 235,984 (▲1,939) 出産育児一時金等 12,000 → 0 (▲12,000) 事務費分 229,892 → 237,290 (+7,398) 未就学児均等割軽減分 3,000 → 2,900 (▲100) 産前産後軽減分 787 → 494 (▲293) 小 計 1,193,810 → 1,176,068 (▲17,742) ★基金繰入 財政安定化基金積立金(R4分) 3,940 → 3,921 (▲19) 結核精神医療費多額分(R5分) 36,963 → 0 (▲36,963) 結核精神医療費多額分(R6分) 0 → 20,699 (+20,699) 保健事業費分 7,605 → 7,370 (▲235) 小 計 48,508 → 31,990 (▲16,518)
	6 繰越金	0	0	0	0.00	
	7 諸収入	5,000	5,000	0	0.00	第三者納付金、返納金、滞納延滞金
	<b>計</b>	<b>12,196,148</b>	<b>12,561,599</b>	<b>▲ 365,451</b>	<b>▲ 2.91</b>	

**ポイント**  
被保険者数の減少により、保険料総額も減少  
ただし、一人当たり保険料は、小幅に増加

**ポイント**  
歳出の保険給付費と同額が道支出金として  
交付されるため、連動して減少

区分	款	R8当初 予算 A	R7当初 予算 B	増 減		説 明
				A - B	A / B (%)	
歳出	1 総務費	391,141	404,722	▲ 13,581	▲ 3.36	職員給与費 182,174 → 186,022 (+3,848) 特定健康診査事業費 87,064 → 84,493 (▲2,571)
	2 保険給付費	9,249,971	9,506,343	▲ 256,372	▲ 2.70	一人当たり費用額 593,109円 → 616,016円 (+3.9%) (一般療養給付費) 被保険者 18,312人 → 17,118人 (▲6.5%)
	3 国保事業費納付金	2,544,705	2,641,596	▲ 96,891	▲ 3.67	医療分 1,994,589 → 1,882,319 (▲112,270) 支援分 494,735 → 459,747 (▲34,988) 介護分 152,272 → 151,118 (▲1,154) 子ども子育て支援金分 0 → 51,521 (+51,521)
	4 基金積立金	1,831	938	893	95.20	利子
	5 諸支出金	7,500	7,000	500	7.14	償還金及び還付加算金 7,500
	6 予備費	1,000	1,000	0	0.00	
	<b>計</b>	<b>12,196,148</b>	<b>12,561,599</b>	<b>▲ 365,451</b>	<b>▲ 2.91</b>	

**ポイント**  
一人あたり費用は診療報酬改定の影響により  
増加

**ポイント**  
1/15に示された本係数で計上

## 条例改正を伴う制度改正【令和8年1定にて条例改正を予定】

【参考1】

### ① 国民健康保険料の算定における子ども・子育て支援納付金分の追加

令和8年度から子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯のしくみとして、従来の保険料に子ども・子育て支援納付金分を加えて賦課徴収するもの

※令和12年度に全道で国民健康保険料の統一を目指しているが、子ども・子育て支援納付金分を先行して統一。北海道が算出する標準保険料率を本市の保険料率と規定するため、R9・10年度標準保険料率は変更予定だが、条例改正は不要。

### ② 賦課限度額の見直し

賦課限度額を令和8年度に医療分1万円引き上げる（法定賦課限度額と同額） 単位：万円

区分	国（法定賦課限度額）			小樽市国保		
	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
医療・後期・介護の合計	106 (+2)	109 (+3)	110 (+1)	106 (+2)	109 (+3)	110 (+1)
医療	65 (±0)	66 (+1)	67 (+1)	65 (±0)	66 (+1)	67 (+1)
後期	24 (+2)	26 (+2)	26 (±0)	24 (+2)	26 (+2)	26 (±0)
介護	17 (±0)	17 (±0)	17 (±0)	17 (±0)	17 (±0)	17 (±0)
子子	-	-	3	-	-	3

### ③ 軽減判定所得基準額の引き上げ

国保料軽減措置として所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減している（国民健康保険法施行令）

5割軽減：「43万円 + 30.5万円 × 世帯人数」      2割軽減：「43万円 + 56万円 × 世帯人数」

5割軽減：「43万円 + 31万円 × 世帯人数」      2割軽減：「43万円 + 57万円 × 世帯人数」

5割軽減と2割軽減の基準額は物価上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅は政府が消費者物価などを総合的に勘案して決める。

### ④ 保険料率賦課割合の見直し

		令和7年度		令和8年度		標準保険料率 賦課割合	
応能割	(所得割)	41	(41)	40	(40)	39	(39)
	(均等割)	59	(34)	60	(35)	61	(36)
(平等割)	(25)		(25)		(25)		

◎ 賦課割合は、  
「41 : 34 : 25」→「40 : 35 : 25」に変更（所得割を1ポイント下げる）  
※ 賦課割合については令和8年第1回定例会で条例改正予定

・北海道国保運営方針により、令和12年度までに段階的に標準保険料率に近づける必要あり。  
（今後、令和9年度から令和12年度の4年間で所得割を1ポイント下げ、均等割・平等割を引き上げる）

### 令和8年度の保険料率について

所得割	0.29%
均等割	1,000円
平等割	1,000円
18歳以上均等割	100円

北海道が算出する  
標準保険料率  
= 本市の保険料率

### 【子ども・子育て支援納付金分保険料の例】

① 所得なし・1人世帯（18歳以上） 630円/年

② 世帯主所得300万円・4人世帯（18歳以上2人・小学生～高校生2人）

所得割 300万円 × 0.29% = 8,700円

均等割 1,000円 × 4人 = 4,000円

平等割 1,000円 × 1世帯 = 1,000円

18歳未満軽減額 1,000円 × 2人 = -2,000円

18歳以上均等割 100円 × 2人 = 200円

11,900円/年

③ 賦課限度額 30,000円/年

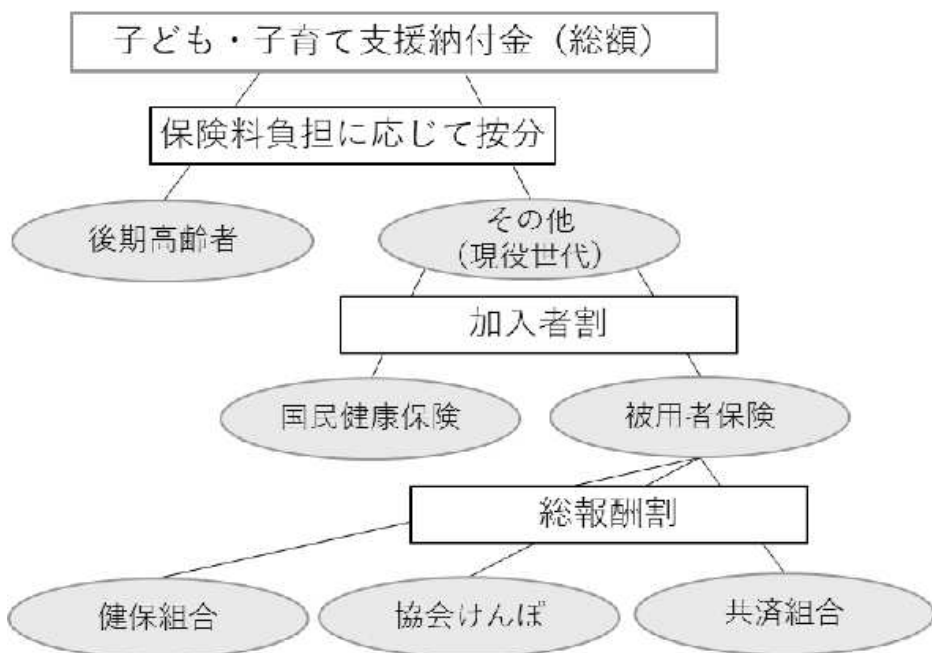
# 子ども・子育て支援金制度の創設について

【参考2】

## 1 子ども・子育て支援金制度とは

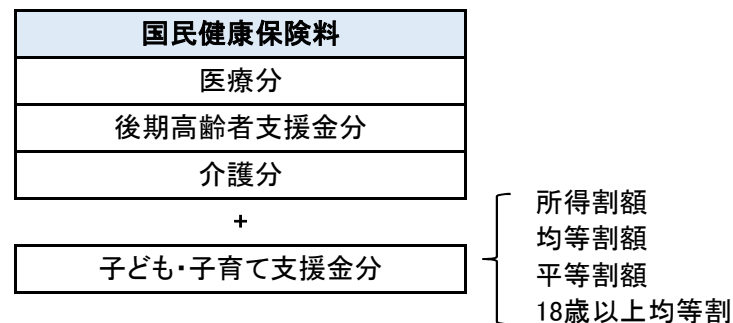
- 子ども・子育て支援金は、令和5年12月に国が策定した「こども未来戦略」により創設された新たな支援金。
- 児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、少子化対策を強化するための各種施策の財源として、全ての医療保険の保険料に上乗せする形で徴収。

【国資料抜粋】



## 2 国民健康保険料について

- 国民健康保険料は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」の3区分で構成。
- これらに「子ども・子育て支援金分」が追加。  
※18歳以下の子ども分の均等割は賦課されない。



○18歳未満の子どもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み (イメージ図)  
(18歳未満被保険者)

